

後期高齢者医療の新しい保険証を送付します

後期高齢者医療の「保険証」は有効期間が1年間で、毎年8月1日に更新されます。新しい保険証は7月下旬に郵便（簡易書留）でお届けします。8月1日(土)以降に医療機関に掛かるときは、新しい保険証を提示してください。また、これまで使用していた**薄赤色**の保険証は破棄するか、町福祉保健課へ返還してください。



▲新しい保険証

【現在使用している保険証(薄赤色)】

■有効期限

7月31日(金)まで ※8月以降は使用できません。

【新しい保険証(やまぶき色)】

■有効期限

8月1日(土)から平成28年7月31日(日)まで(1年間)

後期高齢者医療保険料決定通知が送付されます

平成26年中の所得に応じて確定した平成27年度の後期高齢者医療保険料を7月中旬に通知します。

保険料の納付方法は、原則年金から天引き（特別徴収）されますが、年金の額が年18万円未満の方などは、

納付書や口座振替による納付となります（普通徴収）。

なお、年金天引きについては口座振替に変更することができます。希望される方は下記までご相談ください。

保険料は世帯主および被保険者の所得に応じて、次の表のとおり軽減されます

■均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額が次の額以下の世帯	軽減割合	軽減後の均等割額
基礎控除額(33万円)以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)	9割	3,971円
基礎控除額(33万円)	8.5割	5,956円
基礎控除額(33万円) + 26万円 × 世帯の被保険者の数	5割	19,855円
基礎控除額(33万円) + 47万円 × 世帯の被保険者の数	2割	31,768円

■所得割額の軽減

保険者本人の総所得金額等(基礎控除後)	軽減割合
58万円以下(年金収入のみの場合は153万円～211万円以下)	5割

■職場の健康保険等の被扶養者であった方の軽減

該当する方の条件等	軽減割合	均等割額
後期高齢者医療に加入する前日に職場の健康保険等の被扶養者であった方 ※国民健康保険(国保)と国民健康保険組合(国保組合)に加入していた方は、該当しません。	9割	3,971円

後期高齢者歯科健診のご案内

平成27年度から、後期高齢者医療制度の被保険者（75才以上）を対象に「歯科健診」を無料で実施します。希望される方へは、「受診券」と「健診票」をお送りしますので、下記までご連絡ください。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

8月から福祉医療費受給者証(マル福)が新しくなります

対象者には7月中に更新後の受給者証を郵送しますので、更新日以降は必ず郵送された受給者証を受診する医療機関の窓口にて提示してください。また、所得審査により非該当となる方には、その旨の通知を郵送します。

■福祉医療費受給者証更新対象者

対象区分	対象者
乳幼児および小学生	12歳以下の児童(小学6年生以下) ※父母の住民税所得割課税状況により、受給者証が右の表のとおり変更となる場合があります。
ひとり親家庭の児童	18歳以下の母子、父子家庭および両親のいない児童等(高校3年生以下)
高齢身体障がい者	身体障害者手帳4級から6級所持者(65歳以上)
重度心身障がい(児)者	身体障害者手帳1級から3級または療育手帳A所持者(被用者保険本人のみ)

■乳幼児および小学生の区分

年齢区分	父母の住民税所得割	受給者証の色	医療機関での自己負担
未就学児	非課税	白	なし
	課税	白	なし
1歳以降		黄または橙	なし
小学生	非課税	白	なし
	課税	緑または紫	1医療機関につき上限1,000円/月

※前回と受給者証の色が変更になった方は受給者証の番号も変更になる場合があります。

※小学生で受給者証の色が緑または紫の方は1医療機関につき、上限1,000円/月の自己負担があります。

ご存知ですか?「国民健康保険限度額適用認定証」、 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

限度額適用認定証とは、入院した場合や、外来診療での治療費と薬代が高額な場合の窓口負担額を、限度額までの支払いで抑えられる制度です。制度を利用するためには認定証の交付申請が必要です。

■現在、認定証をお持ちの方へ

現在、お使いの認定証の有効期限は7月31日(金)までとなっています。認定証を更新するための申請書類は7月上旬に送付しますので、8月以降も入院予定の方または高額な外来診療(そのときの調剤が高額な場合を含む)を受ける予定のある方は、忘れずに申請をしてください。



認定証の交付申請対象となる方

- ・70歳未満の方
- ・70歳以上75歳未満の非課税世帯の方

■認定証を持っていない方、当面8月以降使用する予定のない方へ

認定証は、使用する必要が生じてからでも申請できます。この場合は、認定証の交付を受けただうえで、被保険者証とともに医療機関や薬局の窓口にて提示してください。

交付申請先 ● 町福祉保健課

必要書類等 ● 印鑑、国民健康保険被保険者証

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証を更新します

70歳以上75歳未満の方には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

自己負担割合は、原則として毎年8月から翌年7月末までを一年として判定し、更新されます。これ以外にも、世帯構成や所得の申告内容が変わったときは自己負担割合が変わる場合があります。

平成27年8月から使用する高齢受給者証は、7月下旬に郵送します。新しい高齢受給者証がお手元に届いたら内容をご確認ください。

医療機関を受診するときは、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。